

受付番号	13	受付月日	5月16日
		午前・午後	午後 2時52分

東郷町議会議長 箕浦克巳 殿

東郷町議会議員

議席番号 14番 氏名 門原武志



一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問したいので通告します。

記

No. 2 - 1

質問事項	質問要旨	答弁者
1 都道府県化という大きな制度転換を迎える国民健康保険について	<p>(1) 社会保障としての国民健康保険について 国民健康保険の社会保障としての役割についての認識を伺う。</p> <p>(2) 都道府県化に向けた検討について 厚生労働省は「都道府県国民健康保険運営方針策定要領(案)」を1月18日に示した。都道府県と市町村との協議がはじまり、2017年度中にも「国民健康保険運営方針」が策定される予定。これまで市町村が独自に行ってきた国保税(料)の賦課や実務などのルールを統一するのか、これまでどおり市町村が個別に決めるのかを決めることとされている。これに関連して以下について伺う。</p> <p>① 国民健康保険税の税率は誰が決めるのか。都道府県化後の東郷町から県への納付金、国保税率の試算はいつごろ可能になるか。</p> <p>② 東郷町は国保特別会計に法定外繰入を行っているが、都道府県化も行えるか。</p> <p>③ 都道府県化に向け、国民健康保険財政調整基金をどう扱うか。</p> <p>④ これまで東郷町が独自に行ってきた事務はどうなるのか。 ・短期保険証・資格証明書など滞納者への対応 ・特定健診 ・医療費の窓口負担の減免</p> <p>⑤ 県に設置される財政安定化基金の役割について伺う。</p>	町長 担当部長

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

質問事項	質問要旨	答弁者
<p>2 地震災害時に町の対応や避難所の開設が手間取らないように</p>	<p>(3) 国保都道府県化に向けた国からの財政支援について 2015年度から保険者支援制度として1700億円が全国の市町村に配分された。これを活用して国保税(料)の引き下げを行った自治体がある一方、東郷町では国保税の引き下げには使われていない。東郷町での現状について伺う。</p> <p>(1) 町の対応が遅れないように 地震で机の上の書類や機器、書庫などが散乱し初期の対応に遅れが生じてはならない。機器の固定や窓ガラスの飛散防止など、庁舎内で行うべき対応についての考えは。</p> <p>(2) 避難所開設に手間取らないように 町が指定した避難場所が、地震などで窓ガラスが割れてしまった場合に片付けで手間取ることがないように、ガラス飛散防止フィルムを貼ってはどうか。 避難場所のうち、小中学校や児童館など子どもの施設は、避難経路の窓ガラスには飛散防止フィルムが貼られたが、その他の箇所についてはどうか。町の施設のうち老人憩いの家についてはどうか。 コミュニティセンターでの家具の固定やガラス飛散防止フィルムの現状はどうか。コミュニティセンター運営者に、町が支援することについての考えは。</p>	<p>町長 担当部長</p>

(注) 要旨は、具体的に記載すること。